

釧路市自動解錠システム構築整備業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、「釧路市自動解錠システム構築整備業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法、その他の必要な事項について定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

釧路市自動解錠システム構築整備業務委託

### (2) 業務内容

別紙1「釧路市自動解錠システム構築整備業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 実施期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）までとする。

### (4) 事業者（候補者）選定方法

公募型プロポーザル方式

### (5) 提案上限額

提案上限額 10,174,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

## 3 参加資格

本要領に基づき実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 釧路市の入札参加資格者名簿に登録されていること。又は以下の要件をすべて満たす者であること。
  - ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
  - イ 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 暴力団（釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団又は暴力団関係事業者）に該当しないこと及び役員等が暴力団員でないこと。
- (4) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、釧路市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者、釧路市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、

釧路市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 下記に掲げる基準を満たした技術者をそれぞれ配置すること。  
監理技術者：電気通信の監理技術者証等の資格を有する者。
- (8) 技術者は業務について経験豊富な知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡できる態勢を整えていること。また、関係機関に対して的確にヒアリングの対応を行えること。
- (9) 複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、次の要件を全て満たしていること。なお、コンソーシアムの構成団体は単独又は他のコンソーシアムの構成団体として、本プロポーザルに参加することができないものとする。
  - ア 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。
  - イ コンソーシアムは自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
  - ウ コンソーシアムは、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体をコンソーシアムの代表として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

#### 4 参加表明書等の提出に関する質問

参加表明書等の提出に関する質問がある場合は、質問書（様式第7号）に必要事項を記入して提出すること。

- (1) 提出期限  
令和7年7月15日（火）～7月17日（木）午後5時必着
- (2) 提出方法  
原則として電子メールにより、「13 問い合わせ及び提出先」に記載のアドレス宛に提出すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を提出先へ電話連絡すること。
- (3) 回答方法  
参加者間の公平を期すため、質問に対する回答は釧路市ホームページに掲載する。  
なお、参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、回答を行わないものとする。
- (4) 回答期限  
令和7年7月18日（金）とする。
- (5) 回答の効果  
回答した内容は、本要領及び釧路市自動解錠システム構築整備業務委託仕様書（以下、

「仕様書」という。)への追加またはこれらの修正とみなす。

## 5 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次の提出書類（以下「参加表明書等」という。）を作成し提出しなければならない。

### (1) 提出書類 各1部

ア 参加表明書（単独企業の場合は様式第1号-1を用い、コンソーシアムの場合は様式第1号-2を用いることとする。）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 配置予定技術者の要件が確認できる書類（資格証の写し等）

### (2) 提出期限

令和7年7月14日（月）～令和7年7月23日（水）午後5時必着

### (3) 提出先

「13 問い合わせ及び書類提出先」に同じ。

### (4) 提出方法

原則として電子メールにより、提出先に記載のアドレス宛に提出すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を提出先へ電話連絡すること。

### (5) 留意事項

参加表明書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求められることがある

### (6) 参加資格の確認結果通知

参加表明書等の提出があった者に対し、参加資格を有するものと確認した場合はその旨を、参加資格を有するものと確認できなかった場合はその旨とその理由を「参加資格確認結果通知書」により通知する。

これらの通知は、令和7年7月24日（木）までに電子メールにより行い、その後書面による通知も行う。

### (7) 参加辞退

参加表明書等の提出後、都合により本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「13 問い合わせ及び書類提出先」に記載のアドレス宛に辞退する旨をメールにて通知するとともに、同提出先に参加辞退届（様式第6号）を提出（郵送又は持参に限る。）すること。なお、参加辞退に起因して生じる損害は全て事業者の負担となる。

## 6 企画提案書の提出

参加資格を有する旨の参加資格確認結果通知書の公布を受けた者（本プロポーザルへの参加を辞退したものは除く。）は、次の提出書類（以下「企画提案書」という。）を作成し提出しなければならない。

### (1) 提出書類 8部

ア 企画提案書（単独企業の場合は様式第4号-1を用い、コンソーシアムの場合は様式第4号-2を用いることとする。）

（ア）業務実施体制報告書

（イ）業務実績書

（ウ）企画提案内容

企画提案内容は提案上限額の範囲内で実現可能なものであること。

（エ）経費見積書

・本業務の提案上限額の範囲内で、導入に必要となる全ての経費を内訳が分かるように記載すること。

・令和8年度以降の運用等に係る機器等の経費（5か年分）を内訳が分かるように記載すること。

・設置から6か年目以降で更新等が必要となる機器等の経費についても、内訳が分かるように記載すること。

※ 運用等に係る経費とは、電気使用料・電池交換費・通信費・保守点検費など、当該機器の運用に際して必要となる全ての経費。

※ 更新等が必要となる機器等とは、電池やキーボックス、ヒーター等、経年劣化等により更新が必要となる全てのもの。

(2) 提出期限

令和7年7月25日（金）～令和7年8月12日（火）午後5時必着

(3) 提出先

「13 問い合わせ及び書類提出先」に同じ。

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合は、提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、事前に来庁日時を連絡すること。

ウ 郵送の場合は、提出期限までの必着とし、書留等の確実に到達する方法とすること。普通郵便による場合の事故は、釧路市はいかなる責任も負わない。

(5) 留意事項

ア 企画提案書は、ホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。

イ 提出期限後の企画提案書の追加や修正は認めない。また、提出資料は一切返還しない。

## 7 企画提案書の提出に関する質問

企画提案書の提出に関するに質問がある場合は、質問書（様式第7号）に必要事項を記入して提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月25日（金）～令和7年7月29日（火）午後5時00分必着

(2) 提出方法

原則として電子メールにより、「13 問い合わせ及び書類提出先」に記載のアドレス宛に提出すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を提出先へ電話連絡すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は釧路市ホームページに掲載する。

(4) 回答期限

令和7年7月30日（水）とする。

## 8 委託候補者の選定

(1) 審査委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の企画提案書に基づき、釧路市自動システム構築整備業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行う。審査委員会の委員構成は選定終了まで非公開とする。

(2) 選定方法

ア 審査委員会は、各提案者提出の企画提案書に基づくプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 審査委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。

ウ プレゼンテーション審査の出席者は、総括責任者を含め最大4名までとする。

エ プレゼンテーション審査の時間は、1社あたり30分（説明20分、質疑10分とする。

※ 説明時間は20分厳守とし、20分を過ぎた場合は説明途中でであっても打ち切りとする。

オ プレゼンテーションを行った内容については、実現を約束したものとみなす。

カ 評価基準（別表1）に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。

キ 提案者が1者のみであった場合は、選定委員による審査を行い、釧路市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を最優秀提案者とする。

ク プロジェクター及びスクリーンは釧路市が用意するため、使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は各提案者が用意することとし、その動作確認は提案者の責により行うこと。

(3) 結果の通知

結果については、令和7年8月下旬までに、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、釧路市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

## 9 失格要件等

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書に虚偽の記載がある場合
- (2) 本要項で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 提案上限額を超える金額で見積額が提案された場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 選定された者の評価点が著しく低い場合（満点の5割未満）
- (6) 契約締結までの間に参加資格を満たさないと発覚した場合
- (7) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (8) その他本要領の定めに違反した場合

## 10 契約に関する基本事項

### (1) 受託者の決定

審査結果の通知後、速やかに最優秀提案者と本業務に係る契約の締結に向け契約内容の協議を行う。最優秀提案者との協議が不調となった場合は交渉を打ち切り、次点者と交渉を行う。また、いずれの提案者とも契約に至らなかった場合は、再公募する。

### (2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、選定結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。

### (3) 契約書

釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号）第26条の規定により作成する。

### (4) 契約の解除

契約締結後に受託者の提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができる。ただし、契約の解除により損害を受けても、釧路市に対し損失の補償を求めることはできない。

### (5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

## 11 その他

- (1) 本プロポーザル及び契約手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時間及び計量法によるものとする。
- (2) 本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、参加者の負担となる。

- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出された全ての書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権等については、当該企画提案者等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となったものが作成した企画提案者等の書類については、提出者の承諾を得ずに本業務の実施に必要な範囲で無償により利用及び複製ができるものとする。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜釧路市が判断するものとする。
- (7) 本プロポーザルへの参加に当たり知り得た釧路市のシステム等に関する一切の内容及び情報を、第三者に開示し、又は漏洩しないこと。

## 1.2 スケジュール（予定）

実施要領等の公表	令和7年7月14日（月）
参加表明書等募集開始	令和7年7月14日（月）
参加表明書等提出締切	令和7年7月23日（水）午後5時（必着）
企画提案書募集開始	令和7年7月25日（金）
企画提案書提出締切	令和7年8月12日（火）午後5時（必着）
審査委員会・プレゼンテーション	令和7年8月20日（水）
契約	令和7年8月下旬 予定

## 1.3 問い合わせ及び書類提出先

〒085-0018

北海道釧路市黒金町8丁目2番地（釧路市役所防災庁舎5階）

釧路市総務部防災危機管理課

担当：横山・石崎

電話：0154-31-4207（直通）

電子メール：bo-bosai@city.kushiro.lg.jp

(別表1)

## 審 査 基 準

評 価 項 目	評 価 基 準	配 点
企画提案内容	(1) 本事業の仕様を満たしたうえで、下記の項目についての追加提案があるか。	40点
	課 題	
	① 停電時の解錠方法	
	② 通信が途絶された状態での解錠方法	
	③ 厳冬期における耐寒性能	
	④ より堅牢なセキュリティ対策	
	(2) 見やすさや操作性に配慮された解錠システムとなっているか。	10点
	(3) 本事業の実施にあたり、適切な管理体制や実施スケジュールとなっているか。	5点
	(4) 本事業と類似した業務の受注実績があるか。	5点
	(5) 本事業がより有益なものとなるよう、仕様以外の追加提案があるか。	15点
価 格	提案された見積金額について。(計算式で算出)	10点
	ランニングコストの低減が図られているか。	15点
合 計		100点

- 1 審査委員会の各委員が、評価基準に基づき、企画提案書等を採点し、総得点による順位付けを行う。
- 2 全項目の合計を100点満点とし、得点が最も高い者を第1位の最優秀提案者、次に高い者を第2位の次点者に選定する。
- 3 複数者において、前記2で第1位となった場合は、各委員の採点結果順位の1位を最も多く獲得したものを最優秀提案者とする。
- 4 前記3の場合において、1位を獲得したものが複数者ある場合は、委員長が第1位とした提案者を審査委員会による第1位の提案者とする。